

令和3年7月12日

保護者 各位

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫

緊急事態宣言の発出に伴う区内保育所等の運営について（お願い）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年7月12日から8月22日まで**の期間で緊急事態宣言が発出されました。

これを受けて、区内保育所等の運営については、下記の通りとしますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

記

1 保育所等への登園について

区内保育所等（保育所、こども園、小規模保育および保育ママ）については、感染対策を徹底した上で緊急事態宣言後も原則として開所とする方針です。

ただし、お通りの園で、新型コロナウイルス感染症が発生した際、感染拡大防止のため、一定期間、臨時休園とさせていただく場合がございます。あらかじめご承知おきいただきますようあわせてお願いいたします。

2 保育料の扱いについて

区内保育所等は原則として開所としますが、ご家庭やお勤め先の事情により緊急事態宣言発令期間中の登園を控えられた場合等を考慮し、保育料については、次の通りといたします。

なお、保育料減額が発生した際の返還時期や方法等については改めてご連絡します。

- (1) **7月14日から7月31日までの登園日数が0日の場合、7月の保育料から25分の14を乗じた額を減額します。**
- (2) **8月1日から8月22日までの登園日数が0日の場合、8月の保育料から25分の17を乗じた額を減額します。**
- (3) 新型コロナウイルス感染症発生に伴いお通りの園が臨時休園となった場合、**臨時休園期間の日数分を減額します。**
- (4) 上記以外の場合は通常の保育料となります。

3 その他

- (1) **発熱、風邪症状がある場合は、登園を控えてください。** 保育中に体調不良となりお迎えをお願いする場合にも、ご協力をお願いします。
- (2) 登園前に、必ず検温を行ってください。**日頃からお子様の健康状態について、お通りの保育施設と情報共有をお願いします。**
- (3) お子様またはご家族がPCR検査を受けた場合や、濃厚接触者と判定された場合には、**必ず保育施設にお知らせください。**
- (4) その他、登園や送迎に不安がある場合には、保育施設にご相談ください。
- (5) **各施設での行事等が、中止または延期となる場合があります。その場合は、各施設からお知らせしますので、ご理解、ご協力をお願いします。**
- (6) 8月22日をもって緊急事態宣言期間が終了した場合、改めての通知は発出しません。緊急事態宣言が再度延長になった場合は、改めてご連絡します。

以上

【問い合わせ先】

◎各施設での対応について

【区立・公設民営】

子ども施設運営課区立保育施設係 電話 3 8 8 0 - 5 8 8 8

【私立】

私立保育園課私立保育園係 電話 3 8 8 0 - 5 8 8 9

◎保育料の扱いについて

子ども施設入園課入園第一係～第三係 電話 3 8 8 0 - 5 2 6 3